



慶應義塾大学医学部三四会会員の皆様へ

団体総合生活保険 団体所得補償制度のご案内

団体割引
5%!!

新型コロナウイルス感染症に罹患された
場合の就業不能も対象となります。

万一の時の収入を補償！

病気・ケガで働けなくなった場合、先生方に代わって
生活費をご家族のもとにお届けする制度です。



保険期間:2021年4月1日午後4時~2022年4月1日午後4時の1年間

募集期間 加入方法により募集期間が異なります。

<加入方法①> インターネット・口座決済手続き

2021年3月31日（水）まで

<加入方法②> 加入依頼書、口座振替依頼書・郵送

2021年2月26日（金）まで

おすすめ!

お申込方法①
(インターネット
ト・口座決済)

インターネット(パソコン・スマートフォン)でご加入出来ます。

~2021年3月31日までの手続きはこちら

QRコード →



募集期間中用
URL-QR

<http://ezoo.jp/ds2/A010120000022104>

2021年4月1日~のお手続きはこちら

QRコード →



募集期間中用
URL-QR

<http://ezoo.jp/ds5/A0101200000221042011>

加入が完了!

※この保険にご加入できるのは慶應義塾大学医学部三四会の会員の方に限ります。

※医師・歯科医師以外の方は保険料が異なることがありますので、取扱代理店までご連絡ください。

2020年12月吉日

三四会員の皆様へ

三四会会長 武田純三

新・団体所得補償制度・募集開始のご案内とご加入のお勧め

拝啓 三四会員の先生方におかれましては益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。常日頃より同窓会活動にご理解ご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、三四会では2021年4月1日より、三四会員を対象とした所得補償保険の団体募集をスタートすることとなりました。

所得補償保険は、先生方が万一病気やケガによって働けなくなった場合、国内外を問わず、就業不能中の所得を補償する保険です。昨今の新型コロナウイルスを始め、医療現場で従事される先生方におかれては様々なリスクと隣合わせになっており、ご自身やご家族の日常生活をお守りするため、所得補償保険への加入は必須のものと考えています。特に開業医の先生方におかれては、ご家族に加え、従業員の生活もお守りする必要があるため、より一層、働けなくなった場合の補償が必要ではないでしょうか。

本制度は東京海上日動火災保険(株)を引受保険会社としており、団体のスケールメリットを生かした団体割引が適用されております。加えて、今般、新制度を開始するにあたり、ご加入後、脳卒中やがん等の重い病気に罹患した場合、通常の所得補償保険では「継続加入不可」となるところ、ご加入後に重い病気を罹患した場合でも「継続加入可」とする当会独自の制度をご用意いただいております。

また、本制度の取扱代理店は慶應義塾傘下の(株)慶應学術事業会であり、皆様のご加入により慶應義塾への種々メリットの還元が行われることとなり、塾への貢献にも繋がり、且つ、当会にも事務手数料が支払われます。

上記の通り多くの付加価値を持つ制度であることから、既に他の制度にご加入の先生方に於かれましても、本制度へのご転換・ご加入をご検討頂くようお願い申し上げます。

末筆ながら、先生方の今後益々のご活躍ご健勝をお祈り申し上げます。

敬 具

「いろいろ保険に入っているので大丈夫！」 とっていませんか？

【各種リスクに対応する個人で加入できる保険】

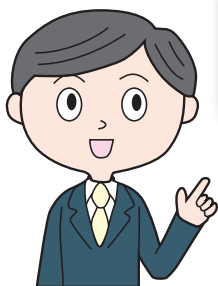
| リスク | 収入の減少／途絶 | | | | 老後資金 | 追加費用の発生 | | | | | | |
|-----------|----------|----|------|----|------|---------|----|----|----|----|----|---|
| | 死亡 | | 就業不能 | | | 入院 | | 手術 | | 通院 | | |
| | 病気 | ケガ | 病気 | ケガ | | 病気 | ケガ | 病気 | ケガ | 病気 | ケガ | |
| 生命保険 | ● | ● | | | | | | | | | | |
| 傷害保険 | | ● | | | | | ● | | ● | | | ● |
| 医療保険・入院特約 | | | | | | ● | ● | ● | ● | | | |
| がん保険 | | | | | | ● | | ● | | ● | | |
| 年金型保険 | ● | ● | | | ● | | | | | | | |

●補償されるリスク

所得補償は
この部分を
補償します

- 生命保険は死亡時に備えるものです。
- 医療保険や入院特約の入院給付金は入院日数に応じて支払われますが、支払われる期間には限度があり、入院費用に備えるための保障と言えます。
- 上表は、各保険の補償内容を簡単に示したものです。商品やセットする特約等により、それぞれ補償内容は異なりますので、ご注意ください。

こんな時どうしますか？



年齢とともに先生方の責任は重くなります。
平均月間所得額に合わせたご加入金額を
ご検討ください。

マイホーム購入

30代 ▶ 30万円～60万円

子どもの養育費、
ご自身の医療費

40代 ▶ 50万円～100万円

親の介護、ローン返済

50代 ▶ 60万円～120万円

結婚、家族の生活費

20代 ▶ 20万円～40万円

ご契約例 (Aタイプ)

- 年齢: 45歳 ●保険金額: 月々50万円(10万円×5口)
- てん補期間: 1年間 ●保険料(月々): 12,550円

10/5 1/10 6/26

脳梗塞発症

入院 自宅療養 職場復帰

お支払い対象期間

8か月と22日間

$50万円 \times 8\text{か月} + 50万円 \times \frac{22}{30}\text{日} = \text{お支払い金額 } 437\text{万円}$

※1か月未満の就業不能期間については1か月を30日として日割計算で保険金をお支払いします。

※上記、加入例およびお支払い例は、弊社が作成した架空の例であり、過去に実際に発生したものではございません。

所得補償

ハイクラスの先生方をガッチリガードする休業補償プランです。

特長



- てん補期間: 1年 ■免責期間: 4日
- 入院時免責ゼロ特約(入院による就業不能時追加補償特約): 有り*
*基本契約の補償に加え、入院による就業不能の場合は免責期間に対しても特約で保険金をお支払いいたします。
- 天災危険補償特約: 有り ■精神障害補償特約: 有り

- ✓ **病気やケガで就業不能となった場合に、先生方の所得を補償します。**
業務上はもちろん、レジャーや海外旅行中の病気・ケガで5日以上仕事を休まれた場合、保険金をお支払いいたします。
※免責期間(保険金をお支払いしない期間)の4日間は、保険金お支払いの対象になりません。
- ✓ **団体割引5%が適用されます。一般でご加入するより保険料が割安です。**
団体割引5%は、被保険者(保険の対象となる方)数が20名以上の場合の割引率です。
- ✓ **業務上、業務外を問いません。**
業務上はもちろん、レジャーや海外旅行中の病気、ケガで仕事を休まれた場合でも、保険金をお支払いいたします。
- ✓ **入院はもちろん自宅療養もカバー**
治療のために入院していること、または入院以外で医師の治療を受けていること(就業不能の原因が骨髄採取手術の場合は、骨髄採取手術を直接の目的として入院していること)により、全く働けない場合に保険金をお支払いいたします。
- ✓ **長期にわたり安心**
ご加入以降、万が一、「【A表】お引き受けできない病気・症状(P.8)」に該当した場合でも、継続してご加入することができますので長期にわたり安心です。1つの就業不能(※)に対するてん補期間(保険金をお支払いする1事故あたりの限度期間)は1年間が限度になります。
※就業不能が終了した日からその日を含め180日を経過した日までに、その原因となった病気やケガ(医学上重要な関係がある病気やケガを含みます。)で再び就業不能となった場合を含みます。
- ✓ **入院による就業不能の場合は免責期間を適用しません。**
基本契約の免責期間中であっても入院による就業不能に限り免責期間を適用せずに保険金をお支払いいたします。
- ✓ **天災危険補償特約付帯**
地震もしくは噴火またはこれらによる津波によって生じた病気やケガによる就業不能も補償します。
- ✓ **精神障害補償特約付帯**
普通約款で免責としている精神障害による就業不能のうち、特定のもの(※)について補償いたします。
※P8をご確認ください。
- ✓ **骨髄採取手術に伴う入院補償特約付帯**
骨髄移植を目的とする骨髄採取手術により、所定の就業不能になった場合についても保険金をお支払いします。
- ✓ **ご加入の際、医師の診査は不要です。**
別紙の加入依頼書またはWeb手続き画面に健康状態を正しくご記入またはご入力いただけます。毎月ご加入の手続きが可能です。
※ご記入またはご入力いただいた内容によっては、ご加入をお断りしたり、保険会社の提示するお引受条件によってご加入いただく場合がございます。



この保険は慶應義塾大学医学部三四会をご契約者とする団体総合生活保険所得補償の団体契約です。保険証券を請求する権利および保険契約を解約する権利等は原則として慶應義塾大学医学部三四会が有します。

保険金額の設定について

1. 平均月間所得額を算出してください。

直近12ヶ月間の加入依頼書等に記載の職業・職務によって得られる給与所得・事業所得・雑所得の総収入金額から就業不能となる事により支出を免れる金額および就業不能の発生にかかわらず得られる収入を控除して、所得補償における「平均月間所得額」を算出します。

$$\left(\begin{array}{|c|} \hline \text{直近12ヶ月の} \\ \text{年間総収入} \\ \hline \text{万円} \end{array} \right) - \left(\begin{array}{|c|} \hline \text{就業不能となる事により} \\ \text{支出を免れる金額} \\ \hline \text{万円} \end{array} \right) - \left(\begin{array}{|c|} \hline \text{就業不能の発生に} \\ \text{かかわらず得られる収入} \\ \hline \text{万円} \end{array} \right) \div 12 \text{ヶ月} = \begin{array}{|c|} \hline \text{平均月間所得額} \\ \hline \text{万円} \end{array}$$

2. 平均月間所得額を限度として 保険金額(補償額) を設定します。

平均月間所得額の85%以下を目安に、かつ、加入限度口数以下で設定ください。

(ご加入時点では、所得を証明する資料は不要です。)

なお、平均月間所得額以内、かつ、加入限度口数以下であれば保険金額をいくらでも設定いただけます。

【例】 平均月間所得額が70万円の方は保険金額30万円コースでも加入いただけます。

※平均月間所得額は、直前12か月における保険の対象となる方ご本人の所得の平均月額をいいます。

団体割引
5%

保険金額・保険料一覧

ご希望の口数でお選びください。
(1口あたり月額10万円 ※上限50口(500万円)まで)

Aタイプ

保険期間:1年

てん補期間:1年(保険金をお支払いする1事故あたりの限度期間)

免責期間:4日(保険金をお支払いしない期間)

1口あたり
月額10万円

| Aタイプ | 所得補償保険金額 (月々) | 30 | 50 | 70 | 100 | 150 | 200 | 300 | 10 |
|-----------------------------|------------------|-----------------|-----------------|-----------------|------------------|------------------|------------------|------------------|---------|
| | | 万円 (10万円×3口) | 万円 (10万円×5口) | 万円 (10万円×7口) | 万円 (10万円×10口) | 万円 (10万円×15口) | 万円 (10万円×20口) | 万円 (10万円×30口) | |
| ご契約年齢 | | | | | | | | | |
| 保 険 料 (月 払) | 20～24歳 | 3,360円 | 5,600円 | 7,840円 | 11,200円 | 16,800円 | 22,400円 | 33,600円 | 1,120円 |
| | 25～29歳 | 3,750円 | 6,250円 | 8,750円 | 12,500円 | 18,750円 | 25,000円 | 37,500円 | 1,250円 |
| | 30～34歳 | 4,350円 | 7,250円 | 10,150円 | 14,500円 | 21,750円 | 29,000円 | 43,500円 | 1,450円 |
| | 35～39歳 | 5,250円 | 8,750円 | 12,250円 | 17,500円 | 26,250円 | 35,000円 | 52,500円 | 1,750円 |
| | 40～44歳 | 6,330円 | 10,550円 | 14,770円 | 21,100円 | 31,650円 | 42,200円 | 63,300円 | 2,110円 |
| | 45～49歳 | 7,530円 | 12,550円 | 17,570円 | 25,100円 | 37,650円 | 50,200円 | 75,300円 | 2,510円 |
| | 50～54歳 | 8,760円 | 14,600円 | 20,440円 | 29,200円 | 43,800円 | 58,400円 | 87,600円 | 2,920円 |
| | 55～59歳 | 9,330円 | 15,550円 | 21,770円 | 31,100円 | 46,650円 | 62,200円 | 93,300円 | 3,110円 |
| | 60～64歳 | 9,810円 | 16,350円 | 22,890円 | 32,700円 | 49,050円 | 65,400円 | 98,100円 | 3,270円 |
| | 65～69歳 | 14,880円 | 24,800円 | 34,720円 | 49,600円 | 74,400円 | 99,200円 | 148,800円 | 4,960円 |
| | 70～74歳 | 20,040円 | 33,400円 | 46,760円 | 66,800円 | 100,200円 | 133,600円 | 200,400円 | 6,680円 |
| | 75～79歳 | 30,660円 | 51,100円 | 71,540円 | 102,200円 | 153,300円 | 204,400円 | 306,600円 | 10,220円 |
| 80歳以上 | 41,640円 | 69,400円 | 97,160円 | 138,800円 | 208,200円 | 277,600円 | 416,400円 | 13,880円 | |

※保険料は保険の対象となる方ご本人の職種や年齢*1によって異なります。表示の保険料は、基本級別1級(医師等)の方を対象としたものです。

※保険の対象となる方ご本人としてご加入いただける方は、年齢*1が満15歳以上の方に限ります。

*1 団体契約の始期日時時点の年齢をいいます。

お申込方法(申込方法は下記2通りあります。どちらかご選択ください。)


おすすめ!

〈お申込方法① (インターネット・口座決済)〉


インターネット(パソコン・スマートフォン)でご加入手続きが出来ます。お手続き方法は下記の通りです。

本パンフレットのURLまたはQRコードからお手続きサイトへアクセス

募集期間中用
URL-QR
(~2021年3月31日)
<http://ezoo.jp/ds2/A010120000022104>



募集期間中用
URL-QR
(2021年4月1日~)
<http://ezoo.jp/ds5/A0101200000221042011>



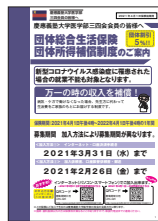
「お手続きはこちらから」をクリックします。



「お名前(漢字・フリガナ)」「生年月日」「性別」「ご住所」「メールアドレス」「連絡先」「回生」「勤務先(漢字・フリガナ)」を入力します。

〈お申込方法② (加入依頼書、口座振替依頼書)〉

加入依頼書E・F・G(保険会社提出用、代理店写)と預金口座振替依頼書・自動払込利用申込書1・2・3枚目(金融機関用、MBS用、委託者保管用)を返信用封筒にてご提出ください。



プランをお選びください。



加入者票は5月下旬頃東京海上日動火災保険様より加入者様宛に郵送します。大切に保管してください。

サービスのご案内

「日頃の様々な悩み」から「もしも」のときまでバックアップ!東京海上日動のサービス体制なら安心です。
※サービスの内容は変更・中止となる場合があります。
※サービスのご利用にあたっては、グループ会社・提携会社の担当者が、「お名前」「ご連絡先」「団体名」等を確認させていただきますのでご了承ください。

● メディカルアシスト

自動セット

お電話にて各種医療に関するご相談に応じます。また、夜間の救急医療機関や最寄りの医療機関をご案内します。

受付時間*1: 24時間365日
0120-708-110

*1 予約制専門医相談は、事前予約が必要ですが(予約受付は、24時間365日)。

緊急医療相談

常駐の救急科の専門医および看護師が、緊急医療相談に24時間お電話で対応します。

医療機関案内

夜間・休日の受付を行っている救急病院や、旅先での最寄りの医療機関等をご案内します。

予約制専門医相談

様々な診療分野の専門医が、輪番予約制で専門的な医療・健康電話相談をお受けします。

がん専用相談窓口

がんに関する様々なお悩みに、経験豊富な医師とメディカルソーシャルワーカーがお応えします。

転院・患者移送手配^{*2}

転院される時、民間救急車や航空機特殊搭乗手続き等、一連の手配の一切を承ります。

*2 実際の転院移送費用は、お客様にご負担いただきます。

● 介護アシスト

自動セット

お電話にてご高齢者の生活支援や介護に関するご相談に応じ、優待条件でご利用いただける各種サービスをご紹介します。

受付時間 ● 電話介護相談 9:00~17:00
● 各種サービス優待紹介 9:00~17:00
いずれも
土日祝日
年末年始を除く
0120-428-834

電話介護相談

ケアマネジャー・社会福祉士・看護師等が、公的介護保険制度の内容や利用手続、介護サービスの種類や特徴、介護施設の入所手続、認知症への対処法といった介護に関するご相談に電話でお応えします。

*1 お電話でいくつかのアンケートにお答えいただき、その回答結果に基づいて、受診のすすめや専門医療機関のご案内等を行います。

インターネット介護情報サービス

情報サイト「介護情報ネットワーク」を通じて、介護の仕方や介護保険制度等、介護に関する様々な情報を提供します。[ホームページアドレス] www.kaigonw.ne.jp

各種サービス優待紹介^{*2}

「家事代行」「食事宅配」「リフォーム」「見守り・緊急通報システム」「福祉機器」「有料老人ホーム・高齢者住宅」「バリアフリー旅行」といった高齢の方の生活を支える各種サービスについて優待条件でご利用いただける事業者をご紹介します。*3

*3 ※お住まいの地域によってはご利用いただけなかったり、優待を実施できないサービスもあります。

*2 本サービスは、サービス対象者(「ご注意ください」をご参照ください。)に限りご利用いただけます。

*3 サービスのご利用にかかる費用については、お客様にご負担いただきます。

ご注意ください (各サービス共通)

- ご相談のご利用は、保険期間中にご相談内容の事柄が発生しており、かつ現在に至るまで保険契約が継続している場合に限りです。
 - ご相談の対象は、ご契約者・ご加入者および保険の対象となる方(法人は除きます。)、またはそれらの方の配偶者*1・ご親族*2の方(以下サービス対象者といいます。のうち、いずれかの方に日本国内で発生した身の回りの事象(事業活動等を除きます。))とし、サービス対象者からの直接の相談に限りです。
 - 一部の地域ではご利用いただけないサービスもあります。
 - 各サービスは、東京海上日動がグループ会社または提携会社を通じてご提供します。
 - メディカルアシストおよび介護アシストの電話相談は医療行為を行うものではありません。また、ご案内した医療機関で受診された場合の費用はお客様のご負担となります。
- *1 婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある方および戸籍上の性別が同一であるが婚姻関係と異ならない程度の実質を備える状態にある方を含みます。婚姻とは異なります。
- *2 6親等以内の血族または3親等以内の姻族をいいます。

● デイリーサポート

自動セット

法律・税務・社会保険に関するお電話でのご相談や毎日の暮らしに役立つ情報をご提供します。

受付時間 ● 法律相談 10:00~18:00
● 税務相談 14:00~16:00
● 社会保険に関する相談 10:00~18:00
● 暮らしの情報提供 10:00~16:00
いずれも
土日祝日、
年末年始を除く

0120-285-110

法律・税務相談

提携の弁護士等が身の回りの法律や税金に関するご相談に電話でわかりやすくお応えします。また、ホームページを通じて、法律・税務に関するご相談を24時間電子メールで受け付け、弁護士等の専門家が電子メールでご回答します。[ホームページアドレス]

www.tokiomarine-nichido.co.jp/contractor/service/consul/input.html
※弁護士等のスケジュールとの関係でご回答までに数日かかる場合があります。

社会保険に関する相談

公的年金等の社会保険について提携の社会保険労務士がわかりやすく電話でご説明します。
※社会保険労務士のスケジュールとの関係でご回答までに数日かかる場合があります。

暮らしの情報提供

グルメ・レジャー情報・冠婚葬祭に関する情報・各種スクール情報等、暮らしに役立つ様々な情報を電話でご提供します。

万一、事故が起こったら

事故のご報告・ご相談をフリーダイヤルで承ります。いざというとき、全国どこからでもご利用いただけます。

事故受付サービス 事故はいつ、どこで起こるかわかりません。

0120-720-110

東京海上日動安心110番

受付時間

24時間365日

携帯・自動車電話・PHS・衛星電話からもご利用になれます。

告知の大切さについて、 ご説明させていただきます。

所得補償・団体長期障害所得補償（GLTD）・医療補償・がん補償・介護補償に新たにご加入される場合、または更新にあたり補償内容をアップされる場合*1には、保険の対象となる方（被保険者）について健康状態の告知が必要です。

*1 更新前契約に補償対象外となる病気・症状が設定されており、告知書ご記入日時点で、告知書記載の質問すべてのご回答が「なし」となる場合を含みます（更新後契約については補償対象外となる病気・症状を補償対象にすることができます。告知書にご回答がない場合には、更新前契約と同条件での更新となります。）。

※医療補償またはがん補償で家族タイプにご加入される場合には、保険の対象となる方（被保険者）ご本人のほか、配偶者様や満23歳未満のお子様全員についても告知が必要です。

告知書は保険の対象となる方（被保険者）**ご自身がありのままにご記入ください。***

告知の内容が正しくない場合には、ご加入が解除され、保険金をお受け取りいただけません。

※一括告知制度を採用している場合は、ご契約者が一括してご記入ください。

*1 ご家族の方を保険の対象とする場合は、ご家族の方ご自身がご記入ください。

介護補償にのみ（追加）加入される場合で、団体構成員のご家族（団体構成員の配偶者、子供、両親、兄弟及び団体構成員と同居の親族）を保険の対象となる方（被保険者）とするときには、被保険者からのご依頼を受けた団体構成員が被保険者の健康状態を確認したうえで、代理で告知いただけます。

*2 更新時に補償内容をアップされた場合、補償内容をアップされた部分が解除され、保険金をお受け取りいただけません。

過去に病気やケガをされたことがある場合、お引受けは次のA～Cのいずれかになります（がん補償・介護補償については、AまたはCになります。）。

過去に病気やケガをしたことがあったら、契約はごうなるのかしら？



A お引受けいたします（補償対象外となる病気・症状の設定はありません。）。

B 補償対象外となる病気・症状を設定のうえ、お引受けいたします（なお、更新時の補償内容アップの際に補償対象外となる病気・症状が設定された場合は、補償内容をアップされた部分だけでなく、従来よりご加入されている部分についてもその病気・症状は補償対象外となりますのでご注意ください。）。

C 今回はお引受けできません。

お申込み後、保険金請求時等に、**告知内容についてご確認させていただきます場合があります。**

えっと、1年前に…



告知内容をご確認ください。

告知いただく内容例*3 は次のとおりです。

- ① 入院または手術の有無（予定を含みます。）
- ② 告知書記載の特定の疾病に関する、過去2年以内の医師の指示による検査・治療（投薬の指示を含みます。）の有無
- ③ 過去2年以内の健康診断・人間ドックにおける異常指摘の有無 等

*3 告知いただく内容は、保険種類等によって異なりますのでご注意ください。

詳しくは加入依頼書等の告知項目をご確認ください。

以下のケースもすべて告知が必要です。

- 現在、医師に手術をすすめられている。
- 過去2年以内に告知書記載の特定の疾病について医師の指示による投薬を受けていたが、現在は完治している。
- 過去2年以内に健康診断で「要精密検査」との指摘を受けたが、精密検査の結果、異常は見つからなかった。（がん補償のみ）

ご注意ください。

告知書の質問をよくお読みいただき、ご記入ください。

新たな保険契約への切替の場合、新たに告知が必要となる等のご注意いただきたい事項があります。詳しくは、重要事項説明書をご確認ください。

告知すべき内容を後日思い出された場合には、《お問い合わせ先》までご連絡ください。

所得補償・団体長期障害所得補償（GLTD）・医療補償・介護補償については、支払責任の開始する日より前に被っているケガまたは病気・症状を原因として、支払責任を開始する日以降に就業不能や入院等をされた場合には、その原因が告知対象外のケガまたは病気・症状であったり、正しく告知いただいていた場合であっても、保険金お支払いの対象とならないことがあります。ただし、支払責任の開始する日から1年を経過した後に開始した就業不能や入院等については、保険金お支払いの対象となります。なお、その場合でも、ご加入時に補償対象外に設定された病気・症状による就業不能や入院等については保険金お支払いの対象とはなりませんのでご注意ください。

よろしくお願いいたします。



※お客様控のない加入依頼書の場合は、お手数ですがコピーをお取りいただき大切に保管してください。

※インターネット等によりお手続きされる場合は、告知書へ記入することにかえて、画面上に入力してください。

また、本資料中の「告知書」は「健康状態の告知の画面」と読み替えてください。

この資料は告知の大切さについて、その概要を記載したものです。
告知に関するお問い合わせは、《お問い合わせ先》までご連絡ください。

精神障害補償特約の補償範囲一覽

〈平成 27 年 2 月 13 日総務省告示第 35 号 第 V 章 精神及び行動の障害〉

| | | |
|--------------------------------------|---|----------------------------------|
| F04 器質性健忘症候群, アルコールその他の精神作用物質によらないもの | F31 双極性感情障害 <躁うつ病> F32 うつ病エピソード | F54 他に分類される障害又は疾病に関連する心理的又は行動的要因 |
| F05 せん妄, アルコールその他の精神作用物質によらないもの | F33 反復性うつ病性障害 F34 持続性気分[感情]障害 | F59 生理的障害及び身体的要因に関連した詳細不明の行動症候群 |
| F06 脳の損傷及び機能不全並びに身体疾患によるその他の精神障害 | F38 その他の気分[感情]障害 F39 詳細不明の気分[感情]障害 | F60 特定的人格障害 |
| F07 脳の疾患, 損傷及び機能不全による人格及び行動の障害 | F40 恐怖症性不安障害 F41 その他の不安障害 | F61 混合性及びその他の人格障害 |
| F09 詳細不明の器質性又は症状性精神障害 | F42 強迫性障害 <強迫神経症> F43 重度ストレスへの反応及び適応障害 | F62 持続的人格変化, 脳損傷及び脳疾患によらないもの |
| F20 統合失調症 | F44 解離性[転換性]障害 F45 身体表現性障害 | F63 習慣及び衝動の障害 |
| F21 統合失調症型障害 | F48 その他の神経症性障害 F50 摂食障害 | F68 その他の成人の人格及び行動の障害 |
| F22 持続性妄想性障害 | F51 非器質性睡眠障害 F53 産じょく <褥> に関連した精神及び行動の障害, 他に分類されないもの | F69 詳細不明の成人の人格及び行動の障害 |
| F23 急性一過性精神病性障害 | | F84 広汎性発達障害 |
| F24 感応性妄想性障害 | | F88 その他の心理的発達障害 |
| F25 統合失調感情障害 | | F89 詳細不明の心理的発達障害 |
| F28 その他の非器質性精神病性障害 | | F91 行為障害 |
| F29 詳細不明の非器質性精神病 | | F92 行為及び情緒の混合性障害 |
| F30 躁病エピソード | | F95 チック障害 |
| | | F99 精神障害, 詳細不明 |

■団体総合生活保険 補償の概要等

【所得補償】

保険期間: 1 年

病気やケガによって所定の就業不能になった場合*1に、保険の対象となる方が被る損失に対して保険金をお支払いします。

【ご注意】ただし、死亡された後、または病気やケガが治癒した後は、いかなる場合でも「就業不能」とはいいません。

*1 骨髄移植を目的とする骨髄採取手術により所定の就業不能になった場合についても、保険金をお支払いします（「骨髄採取手術に伴う入院補償特約」が自動セットされます。）。

この補償については、死亡に対する補償はありません。

保険金支払の対象となっていない身体障害の影響等によって、保険金を支払うべき身体障害の程度が重大となった場合は、東京海上日動は、その影響がなかったときに相当する金額をお支払いします。詳細は、「お問い合わせ先」までご連絡ください。

| | 保険金をお支払いする主な場合 | 保険金をお支払いしない主な場合 |
|------------------|--|---|
| 所得補償基本特約 | <p>病気やケガによって保険期間中に就業不能となり、その期間が継続して免責期間*1を超えた場合</p> <p>▶保険金額（月額）に就業不能期間（月数）*2を乗じた額をお支払いします。ただし、保険金額が保険の対象となる方の平均月間所得額*3を上回っている場合には、その上回る部分については保険金をお支払いできません。</p> <p>※他の保険契約または共済契約から保険金または共済金が支払われた場合には、保険金が差し引かれることがあります。</p> <p>※保険の対象となる方またはそのご家族が、補償内容が同様の保険契約を他にご契約されているときには、補償が重複することがあります。ご加入にあたっては補償内容を十分ご確認ください。</p> <p>*1 保険金をお支払いしない期間として、契約により取り決めた一定の期間のことをいいます（就業不能の原因が骨髄採取手術の場合は、免責期間を適用しません。）。</p> <p>*2 「てん補期間*4内の就業不能の日数」をいいます（就業不能の原因が骨髄採取手術の場合は、4日を加えた日数をいいます。）。お支払額は月単位で計算しますが、端日数が生じた場合は、1か月を30日として日割りで計算します。</p> <p>*3 免責期間*1が始まる直前12か月における保険の対象となる方の所得*5の平均月額をいいます。</p> <p>*4 同一の病気やケガによる就業不能*6（または骨髄採取手術による就業不能）に対して保険金をお支払いする期間として、契約により取り決めた一定の期間（免責期間*1終了日の翌日からの期間）のことをいいます。原則として1年または2年となります。</p> <p>*5 「加入依頼書等に記載の職業・職務によって得られる給与と所得・事業所得・雑所得の総収入金額」から「就業不能の発生にかかわらず得られる収入」および「就業不能により支出を免れる金額」を控除したものをいいます。</p> <p>*6 就業不能が終了した後、その日を含めて180日を経過した日までに、前の就業不能の原因となった病気やケガ（医学上重要な関係がある病気やケガを含みます。）によって再び就業不能となった場合は、後の就業不能は前の就業不能と同一の就業不能とみなします。</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・ 保険の対象となる方の故意または重大な過失によって生じた病気やケガによる就業不能 ・ 保険金の受取人の故意または重大な過失によって生じた病気やケガによる就業不能（その方が受け取るべき金額部分） ・ 保険の対象となる方の闘争行為、自殺行為または犯罪行為によって生じた病気やケガによる就業不能 ・ 無免許運転や酒気帯び運転をしている場合に生じた病気やケガによる就業不能 ・ 妊娠、出産、早産または流産によって生じた病気やケガによる就業不能 ・ 妊娠または出産による就業不能 ・ 麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、危険ドラッグ、シンナー等の使用によって生じた病気やケガによる就業不能 ・ 保険の対象となる方が被った精神病性障害、知的障害、人格障害、アルコール依存および薬物依存等の精神障害を原因として生じた就業不能（精神障害補償特約（所得補償用）がセットされており、所定の精神障害についてはお支払いの対象になります。） ・ むちうち症や腰痛等で、医学的他覚所見のないものによる就業不能 ・ この保険契約が継続されてきた最初の保険契約（初年度契約といえます。）の保険始期時点で、既に被っている病気やケガによる就業不能*1*2 ・ 就業不能の原因が骨髄採取手術の場合は、「骨髄採取手術に伴う入院補償特約」をセットした最初の保険契約の保険始期日から、その日を含めて1年を経過した日の翌日の午前0時時点で既に発生している就業不能 <p>*1 初年度契約の保険始期時点で、既に被っている病気やケガによる就業不能についても、初年度契約の保険始期日から1年を経過した後に開始した就業不能については、保険金のお支払いの対象となります。</p> <p>*2 就業不能の原因が告知対象外の病気やケガであったり、正しく告知いただいていた場合であっても、保険金のお支払いの対象とならないことがあります。</p> |
| 入院による就業不能時追加補償特約 | <p>病気やケガによって保険期間中に入院による就業不能となった場合</p> <p>▶保険金額（月額）に免責期間*1中の「入院による就業不能期間（月数）*2を乗じた額をお支払いします。</p> <p>ただし、保険金額が保険の対象となる方の平均月間所得額*3を上回っている場合には、その上回る部分については保険金をお支払いできません。</p> <p>※他の保険契約または共済契約から保険金または共済金が支払われた場合には、保険金が差し引かれることがあります。</p> <p>※保険の対象となる方またはそのご家族が、補償内容が同様の保険契約を他にご契約されているときには、補償が重複することがあります。ご加入にあたっては補償内容を十分ご確認ください。</p> <p>*1 保険金をお支払いしない期間として、契約により取り決めた一定の期間のことをいいます。</p> <p>*2 お支払額は月単位で計算しますが、端日数が生じた場合は、1か月を30日として日割りで計算します。</p> <p>*3 免責期間*1が始まる直前12か月における保険の対象となる方の所得*4の平均月額をいいます。</p> <p>*4 「加入依頼書等に記載の職業・職務によって得られる給与と所得・事業所得・雑所得の総収入金額」から「就業不能の発生にかかわらず得られる収入」および「就業不能により支出を免れる金額」を控除したものをいいます。</p> | |

※「就業不能」とは、病気やケガの治療のための入院、または入院以外で医師等の治療を受けている（就業不能の原因が骨髄採取手術の場合は、骨髄採取手術を直接の目的として入院している）ことにより、加入依頼書等に記載の職業・職務に終日従事できない状態*1をいいます。

※「骨髄採取手術」とは、保険の対象となる方が、組織の機能に障害がある者に対して骨髄幹細胞を移植することを目的として骨髄幹細胞を採取する手術をいいます。ただし、骨髄幹細胞の提供者と受容者が同一人となる自家移植の場合を除きます。

*1 例えば、保険の対象となる方が医師の場合には全日休診、保険の対象となる方が会社員の場合には終日出社できない状態をいいます。したがって、半日でも職業・職務に従事した場合等は、終日従事できない状態とはいいません。

このパンフレットは団体総合生活保険の概要をご紹介します。ご加入にあたっては、必ず「重要事項説明書」をよくお読みください。ご不明な点等がある場合には、「お問い合わせ先」までご連絡ください。

重要事項説明書(契約概要・注意喚起情報のご説明)団体総合生活保険にご加入いただく皆様へ

ご加入前に必ずご理解いただきたい大切な情報を記載しています。必ず最後までお読みください。

※ご家族を保険の対象とする場合等、ご加入者と保険の対象となる方が異なる場合には、本内容を保険の対象となる方全員にご説明ください。

※ご不明な点や疑問点がありましたら、「お問い合わせ先」までご連絡ください。

【マークのご説明】

契約概要 保険商品の内容を
ご理解いただくための事項

注意喚起情報 ご加入に際してお客様にとって不利益になる事項等、
特にご注意ください

I ご加入前におけるご確認事項

1 商品の仕組み

この保険は、団体をご契約者とし、団体の構成員等を保険の対象となる方とする団体契約です。保険証券を請求する権利、保険契約を解約する権利等は原則としてご契約者が有します。基本となる補償、ご加入者のお申出により任意にご加入いただける特約等はパンフレット等に記載のとおりです。ご契約者となる団体やご加入いただける保険の対象となる方ご本人の範囲等につきましては、パンフレット等をご確認ください。

2 基本となる補償および主な特約の概要等

基本となる補償の「保険金をお支払いする主な場合」、「保険金をお支払いしない主な場合」や主な特約の概要等につきましては、パンフレット等をご確認ください。

3 補償の重複に関するご注意

以下の特約をご契約される場合で、保険の対象となる方またはそのご家族が、補償内容が同様の保険契約*1を他にご契約されているときには、補償が重複することがあります。補償が重複すると、対象となる事故について、どちらのご契約からでも補償されますが、いずれか一方のご契約からは保険金が支払われない場合があります。補償内容の差異や保険金額をご確認のうえ、特約等の要否をご検討ください*2。
●個人賠償責任補償特約 ●借家人賠償責任補償特約 ●携行品特約 ●住宅内生活用動産特約 ●救済費用等補償特約 ●育児費用補償特約 ●学業費用補償特約 ●疾病による学業費用補償特約

*1 団体総合生活保険以外の保険契約にセットされる特約や東京海上日動以外の保険契約を含みます。

*2 1契約のみにセットされる場合、将来、そのご契約を解約されたときや、同居から別居への変更等により保険の対象となる方が補償の対象外になったとき等は、補償がなくなることがありますので、ご注意ください。

4 保険金額等の設定

この保険での保険金額は、あらかじめ定められたタイプの中からお選びいただくこととなります。タイプについての詳細はパンフレット等をご確認ください。

所得補償においては、保険期間の途中でご加入者からのお申出による保険金額の増額等はできません*1。

【所得補償・団体長期障害所得補償】
所得補償基本特約の保険金額は、平均月間所得額*2以下(平均月間所得額の85%以下を目安)で設定してください(保険金額または支払基礎所得額が保険の対象となる方の平均月間所得額*2を上回っている場合には、その上回る部分については保険金をお支払いできませんので、ご注意ください)。

*1 がん補償においては、更新時でも保険金額の増額等はできません。

*2 直前12か月における保険の対象となる方の所得*3の平均月額をいいます(ただし、所得補償で家事従事者特約をセットされる場合は、171,000円となります)。

*3 所得補償の場合は、「加入依頼書等に記載の職業・職務によって得られる給与と所得・事業所得・雑所得の総収入金額」から「就業不能の発生にかかわらず得られる収入」および「就業不能により支出を免れる金額」を控除したものをいいます。

5 保険期間および補償の開始・終了時期

ご加入の保険契約の保険期間および補償の開始・終了時期については、パンフレット等をご確認ください。保険の種類によっては、新規ご加入の場合、保険金お支払いの対象とならない期間がありますので、詳しくはパンフレット等にてご確認ください。

6 保険料の決定の仕組みと払込方法等

(1) 保険料の決定の仕組み

保険料はご加入いただくタイプ等によって決定されます。保険料については、パンフレット等をご確認ください。

(2) 保険料の払込方法

払込方法・払込回数については、パンフレット等をご確認ください。

(3) 保険料の一括払込みが必要な場合について

(※団体構成員またはそのご家族等から、ご加入者を募集する所定の団体契約で、保険料負担者がご加入者のご契約が対象となります。)
ご加入者が以下の事由に該当した場合、そのご加入者の残りの保険料を一括して払込みいただくことがありますので、あらかじめご了承ください。

- ①退職等により給与の支払いを受けられなくなった場合
- ②脱退や退職等により、その構成員でなくなった場合
- ③資本関係の変更により、お勤めの企業が親会社の系列会社でなくなった場合
- ④ご加入者の加入部分*1に相当する保険料が、集金日の属する月の翌月末までに集金されなかった場合 等

※保険期間の開始後、保険料の払込み前に事故が発生していた場合、その後、ご契約者を経て保険料を払込みいただく場合は保険金をお支払いします。
ただし、保険料を払込みいただけない場合には、ご加入者の加入部分*1について、保険金をお支払いできず、お支払いした保険金を回収させていただきますことや、ご加入者の加入部分*1を解除することがありますのでご注意ください。

※所得補償が解除となった後、新たにご加入される場合には、新たなご加入について、保険の対象となる方の健康状態等によりお引受けをお断りさせていただくことや補償対象外となる病気・症状が新たに設定されることがあります。その他ご注意ください。ご注意ください内容につきましては、「II-1告知義務」をご確認ください。

*1 ご加入者によってご加入された、すべての保険の対象となる方およびすべての補償をいいます(例えば、加入内容変更による変更保険料を払込みいただけない場合、変更保険料を払込みいただけない補償だけでなく、ご加入されるすべての保険の対象となる方およびすべての補償が対象となります)。

7 満期返れい金・契約者配当金

この保険には満期返れい金・契約者配当金はありません。

II ご加入時におけるご注意事項

1 告知義務

加入依頼書等に★や☆のマークが付された事項は、ご加入に関する重要な事項(告知事項)ですので、正確に記載してください(東京海上日動の代理店には、告知受領権があります)。お答えいただいた内容が事実と異なる場合や告知事項について事実を記載しない場合は、ご加入を解除し、保険金をお支払いできないことがあります。

※告知事項かつ通知事項には☆のマークが付されています。通知事項については「III-1告知義務等」をご参照ください。

なお、告知事項は、お引受けする補償ごとに異なり、お引受けする補償によっては、★や☆のマークが付された事項が告知事項にあたりません。お引受けする補償ごとの告知事項は下表をご確認ください(項目名は補償によって異なる場合があります)。また、ご加入後に加入内容変更として下表の補償を追加する場合も同様で、変更時点での下表の事項が告知事項となります。

【告知事項・通知事項一覧】★:告知事項 ☆:告知事項かつ通知事項

| 基本補償・特約 | 傷害補償 | 所得補償 | 個人賠償責任・借家人賠償責任・携行品・住宅内生活用動産・救済費用等 |
|----------|------|------|-----------------------------------|
| 項目名 | | | |
| 生年月日 | ★*1 | ★ | ★*2 |
| 性別 | — | — | — |
| 職業・職務*3 | ☆*4 | ☆ | — |
| 健康状態告知*5 | — | ★ | — |

※すべての補償について「他の保険契約等*6」を締結されている場合は、その内容についても告知事項(★)となります。また、医療費用補償特約(これも傷害補償)をセットされる場合は、「公的医療保険制度」についても告知事項かつ通知事項(☆)となります。

- *1 ことも傷害補償の場合のみ、告知事項となります。
- *2 ことも傷害補償にご加入される場合のみ、告知事項となります。
- *3 新たに職業に就いた場合や就いていた職業をやめた場合を含みます。
- *4 交通事故傷害危険のみ補償特約、ゴルフ中の傷害危険のみ補償特約をセットされる場合には、告知事項・通知事項とはなりません。
- *5 新たにご加入される場合、または更新にあたり補償内容をアップされる場合のみとなります。
- *6 この保険以外にご契約されている、この保険と全部または一部について支払責任が同一である保険契約や共済契約をいいます。他の保険契約等がある場合、そのご契約の内容によっては、東京海上日動にて保険のお引受けができない場合があります。

【所得補償の「告知」(健康状態告知書)】

①告知義務について

保険制度は多数の人々が保険料を出しあって相互に補償しあう制度です。したがって、初めから健康状態の悪い方や危険な職業に従事している方等が他の方と同じ条件でご加入されますと、保険料負担の公平性が保たれません。このため、ご加入にあたっては、必ず保険の対象となる方ご自身が、過去の病気やケガ、現在の健康状態、身体の障害状態等について「健康状態告知書」で東京海上日動がおたずねすることについて、事実をありのままに正確にもれなくご回答ください。

なお、介護補償にご加入される場合または介護補償を追加される場合で、団体構成員のご家族(団体構成員の配偶者*7、子供、両親、兄弟及び団体構成員と同居の親族)を保険の対象となる方とするときには、介護補償の健康状態告知に關して、保険の対象となる方からのご依頼を受けた団体構成員が保険の対象となる方の健康状態を確認したうえで、代理で告知いただけます。その場合は、健康状態告知を行った方が署名ください。

*7 婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある方および戸籍上の性別が同一であるが婚姻関係と異なる程度の実質を備える状態にある方を含みます

(以下の要件をすべて満たすことが書面等により確認できる場合に限り)ます。婚姻とは異なります。)

a. 婚姻意思*8を有すること

b. 同居により夫婦同様の共同生活を営んでいること

*8 戸籍上の性別が同一の場合は、夫婦同様の関係を将来にわたり継続する意思をいいます。

②過去に病気やケガをされたことがある方等への引受対応について
東京海上日動では、ご加入者間の公平性を保つため、お客様のお身体の状態に応じた引受対応を行うことがあります。過去に病気やケガをされたことがある場合等でも、その内容によってはお引受けすることがあります(お引受けできないことや、「特定疾病等不担保」という特別な条件をつけてご加入内容を制限してお引受けすることもあります)。

③告知が事実と相違する場合

告知していただく事柄は、告知書に記載してあります。もし、これらについて、その事実を告知されなかったり、事実と違うことを告知された場合、責任開始日*9から1年以内であれば、東京海上日動は「告知義務違反」としてご加入を解除することがあります*10。

●責任開始日*9から1年を経過していても、保険金の支払事由が1年以内に発生していた場合には、ご加入を解除することがあります。

●ご加入を解除した場合には、たとえ保険金をお支払いする事由が発生していても、これをお支払いすることはできません*11(ただし、「保険金の支払事由の発生」と「解除の原因となった事実」との因果関係によっては、保険金をお支払いすることがあります)。

*9 ご加入を更新されている場合は、告知されなかったり、事実と違うことを告知されたご契約の支払責任の開始日をいいます。

*10更新時に補償内容をアップされた場合は、補償内容をアップされた部分を解除することがあります。

*11更新時に補償内容をアップされた部分を解除した場合は、補償内容をアップされた部分については保険金をお支払いすることはできません。

<前記以外で、保険金をお支払いできない場合>

前記のご加入を解除させていただく場合以外にも、告知義務違反の内容が特に重大な場合、詐欺による取消し等を理由として、保険金をお支払いできないことがあり

ます。この場合、告知義務違反による解除の対象外となる1年経過後にもご加入を取消し等させていただくことがあります。

(例)「現在の医療水準では治りが困難な病気・症状について故意に告知されなかった場合」等

④告知内容の確認について

ご加入後、または保険金のご請求等の際、告知内容についてご確認させていただく場合があります。

2 クーリングオフ

ご加入される保険は、クーリングオフの対象外です。

3 現在のご加入の解約・減額を前提とした新たなご契約のご注意

現在のご加入を解約、減額等することを前提に、新たな保険契約へのご加入をご検討される場合は、特に以下の点にご注意ください。

- ・補償内容や保険料が変更となったり、各種サービスを受けられなくなることがあります。
- ・新たにご加入の保険契約の保険料については、団体契約の始期日時時点の保険の対象となる方の年齢により計算されます。
- ・新たにご加入の保険契約の保険料の計算の基礎となる予定利率・予定死亡率等が、解約・減額される契約と異なることがあります。
- ・保険の対象となる方の健康状態等により、お引受けをお断りする場合や補償対象外となる病気・症状を設定のうえでお引受けをさせていただく場合があります。
- ・新たにご加入の保険契約に対しては告知義務がありますので、告知義務違反による解除や詐欺による取消しが適用される場合があります。
- ・新たにご加入の保険契約の保険始期前に被った傷病に対しては、保険金が支払われない場合があります。
- ・新たにご加入の保険契約の保険始期日と責任開始日が異なることがあります(例えば、乗換えて新たにご加入の保険契約が「がん補償」である場合、保険始期日からその日を含めて90日を経過した日の翌日の午前0時より前の期間については、保険金をお支払いできません。この期間中に現在のご加入を解約すると、がんの補償のない期間が発生します。)

Ⅲ ご加入後におけるご注意事項

1 通知義務等

[通知事項]

加入依頼書等に☆のマークが付された事項(通知事項)に内容の変更が生じた場合には、遅滞なく《お問い合わせ先》までご連絡ください。

ご連絡がない場合は、お支払いする保険金が削減されることがあります。なお、通知事項はお引受けする補償ごとに異なり、お引受けする補償によっては、☆のマークが付された事項が通知事項にあたりません。お引受けする補償ごとの通知事項は、「II-1 告知義務 [告知事項・通知事項一覧]」をご参照ください。

[その他ご連絡いただきたい事項]

●すべての補償共通

ご加入者の住所等を変更した場合は、遅滞なく《お問い合わせ先》までご連絡ください。

●所得補償

保険期間の途中において保険の対象となる方の平均月間所得額*1がご加入時の額より減少した場合には、《お問い合わせ先》までご連絡のうえ、所得補償の場合は保険金額の見直しについてご相談ください。

*1 直前12か月における保険の対象となる方の所得*2の平均月額をいいます(ただし、所得補償で家事従事者特約をセットされる場合は、171,000円となります。)

*2 所得補償の場合は、「加入依頼書等に記載の職業・職務によって得られる給与所得・事業所得・雑所得の総収入金額」から「就業不能の発生にかかわらず得られる収入」および「就業不能により支出を免れる金額」を控除したものをいいます。

[ご加入後の変更]

ご加入後、ご加入内容変更や脱退を行う際には変更日・脱退日より前にご連絡ください。また、保険期間中に、本保険契約の加入対象者でなくなった場合には、脱退の手続きをいただく必要がありますが、保険期間の終了時までには補償を継続することが可能なケースがありますので、《お問い合わせ先》までご連絡ください。ご加入内容変更をいただいでから1か月以内に保険金請求のご連絡をいただいた場合には、念のため、《お問い合わせ先》の担当者へ、その旨をお伝えいただきますようお願いいたします。

2 解約される時

ご加入を解約される場合は、《お問い合わせ先》までご連絡ください。

・ご加入内容および解約の条件によっては、東京海上日動所定の計算方法で保険料を返還、または未払保険料を請求*1することがあります。返還または請求する保険料の額は、保険料の払込方法と解約理由により異なります。

・返還する保険料があっても、原則として払込みいただいた保険料から既経過期間*2に対して「月割」で算出した保険料を差し引いた額よりも少なくなります。

・満期日を待たずに解約し、新たにご加入される場合、補償内容や保険料が変更となったり、各種サービスを受けられなくなることがあります。

*1 解約日以降に請求することがあります。
*2 始期日からその日を含めて解約日までの、既に経過した期間をいいます。

3 保険の対象となる方からのお申出による解約

傷害補償・所得補償においては、保険の対象となる方からのお申出により、その保険の対象となる方に係る補償を解約できる制度があります。制度および手続きの詳細については、《お問い合わせ先》までご連絡ください。また、本内容については、保険の対象となる方全員にご説明させていただきますようお願いいたします。

4 満期を迎えるとき

[保険期間終了後、補償の更新を制限させていただく場合]

●所得補償

保険金請求状況等によっては、次回以降の補償の更新をお断りすることがあります。

●上記以外の補償共通

保険金請求状況や年齢等によっては、次回以降の補償の更新をお断りさせていただくことや、引受条件を制限させていただくことがあります。

●東京海上日動が普通保険約款、特約または保険引受に関する制度等を改定した場合には、更新後の補償については更新日における内容が適用されます。この結果、更新後の補償内容等が変更されることや更新できないことがあります。

[更新後の保険料]

保険料は、補償ごとに、更新日現在の年齢および保険料率等によって計算します。したがって、その補償の更新後の保険料は、更新前の保険料と異なることがあります。

[補償対象外となる病気・症状を設定してお引受けしている場合]

所得補償において、更新前契約に補償対象外となる病気・症状が設定されている場合であっても、更新にあたり新たに「健康状態告知書」のすべての質問事項について告知いただくことで、補償対象外となる病気・症状を設定しない加入内容に変更できる場合があります。ただし、新たにいただいた告知の内容により、お引受けをお断りさせていただくことや補償対象外となる病気・症状が新たに設定されることがありますので、ご注意ください。

[更新後契約の補償内容を拡充する場合]

所得補償において、更新時に保険の対象となる方の追加や保険金額の高いタイプへの変更、口数の増加等、補償内容をアップする場合には、再度告知が必要となります。正しく告知いただけない場合には、補償内容をアップされた部分を解除することがあります。ご加入を解除する場合、補償内容をアップされた部分については保険金をお支払いできないことがあります。

[保険金請求忘れのご確認]

ご加入を更新いただく場合は、更新前の保険契約について保険金請求忘れがないか、今一度ご確認をお願いいたします。ご請求忘れや、ご不明な点がございましたら、《お問い合わせ先》まですぐにご連絡ください。なお、パンフレット等記載の内容は本年度の契約更新後の補償内容です。更新前の補償内容とは異なることがありますので、ご注意ください。

[更新加入依頼書等記載の内容]

更新加入依頼書等に記載しているご加入者(団体の構成員)の氏名(ふりがな)、社員コード、所属等についてご確認いただき、変更があれば訂正いただきますようお願いいたします。また、現在のご加入内容についてもあわせてご確認いただき、変更がある場合は、《お問い合わせ先》までご連絡ください。

[ご加入内容を変更されている場合]

ご加入内容を変更されている場合、お手持の更新加入依頼書等には反映されていない可能性があります。なお、自動更新される場合は、ご契約はこの更新加入依頼書等記載の内容にかかわらず、満期日時時点のご加入内容にて更新されます。

Ⅳ その他ご留意いただきたいこと

1 個人情報の取扱い

●保険契約者である企業または団体は引受保険会社に本契約に関する個人情報を提供いたします。引受保険会社および引受保険会社のグループ各社は、本契約に関する個人情報を、保険引受の判断、本契約の管理・履行、付帯サービスの提供、他の保険・金融商品等の各種商品・サービスの案内・提供、アンケート等を行うために利用する他、下記①から⑥の利用・提供を行うことがあります。なお、保健医療等の特別な非公開情報(センシティブ情報)の利用目的は、保険業法施行規則により、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる範囲に限定されています。

- ①本契約に関する個人情報の利用目的の達成に必要な範囲内で、業務委託先(保険代理店を含みます。)、保険引受人、医療機関、保険金の請求・支払いに関する関係先、金融機関等に対して提供すること
 - ②契約締結、保険金支払い等の判断をするうえでの参考とするために、他の保険会社、一般社団法人日本損害保険協会等共同して利用すること
 - ③引受保険会社と引受保険会社のグループ各社または引受保険会社の提携先企業等との間で商品・サービス等の提供・案内のために、共同して利用すること
 - ④再保険契約の締結、更新・管理、再保険金支払等に利用するために、再保険引受会社等に提供すること
 - ⑤質権・抵当権等の担保権者における担保権の設定等に係る事務手続きや担保権の管理・行使のために、その担保権者に提供すること
 - ⑥更新契約に係る保険引受の判断等、契約の安定的な運用を図るために、保険の対象となる方の保険金請求情報等(過去の情報を含みます。)をご契約者およびご加入者に対して提供すること
- 詳しくは、東京海上日動火災保険株式会社のホームページ(www.tokiomarine-nichido.co.jp)および他の引受保険会社のホームページをご参照ください。

●損害保険会社等の間では、傷害保険等について不正契約における事故招致の発生を未然に防ぐとともに、保険金の適正かつ迅速・確実な支払を確保するため、契約締結および事故発生の際、同一の保険の対象となる方または同一事故に係る保険契約の状況や保険金請求の状況について一般社団法人日本損害保険協会に登録された契約情報等により確認を行っております。これらの確認内容は、上記目的には利用しません。

2 ご加入の取消し・無効・重大事由による解除について

●傷害補償で、ご加入者以外の方を保険の対象とする方とすること、ご加入について、死亡保険金受取人を法定相続人以外の方に指定する場合、その保険の対象となる方の同意を得なかったときは、ご加入は無効になります。

●がん補償について、以下に該当する事由がある場合、ご加入は無効になります。

- ①この保険が継続されてきた最初のご加入(初年度契約といえます。)の保険始期前に、保険の対象となる方ががんと診断確定されていた場合
- ②保険金受取人を保険の対象となる方以外の方に指定する場合において、その保険の対象となる方の同意を得なかったとき(その保険の対象となる方を保険金受取人にする場合は除きます。)

●ご契約者、保険の対象となる方または保険金の受取人が、暴力団関係者その他の反社会的勢力に該当すると認められた場合には、東京海上日動はご加入を解除することができます。

●その他、約款等に基づき、ご加入が取消し・無効・解除となる場合があります。

3 保険会社破綻時の取扱い等

●引受保険会社の経営が破綻した場合等には、保険金、返れい金等の支払いが一定期間凍結されたり、金額が削減されることがあります。

●引受保険会社の経営が破綻した場合には、この保険は「損害保険契約者保護機構」の補償対象となり、保険金、返れい金等は、補償内容ごとに下表のとおりとなります。

| 補償内容 | 保険期間 | 経営破綻した場合等のお取扱い |
|-----------------------------------|------|---|
| 傷害補償、賠償責任に関する補償、財産に関する補償、費用に関する補償 | 1年以内 | 原則として80%(破綻保険会社の支払停止から3か月間が経過するまでに発生した保険事故に係る保険金については100%)まで補償されます。 |
| | 1年超 | 原則として90%まで補償されます。ただし、破綻後に予定利率等の変更が行われた場合には、90%を下回ることがあります。 |
| 所得補償 | | |

4 その他ご加入に関するご注意事項

●東京海上日動の代理店は東京海上日動との委託契約に基づき、保険契約の締結・契約の管理業務等の代理業務を行っております。したがって、東京海上日動の代理店と有効に成立したご契約については東京海上日動と直接締結されたものとなります。

- 加入者票はご加入内容を確認する大切なものです。加入者票が到着しましたら、ご意向とおりのご加入内容になっているかどうかをご確認ください。また、加入者票が到着するまでの間、パンフレットおよび加入依頼書控等、ご加入内容がわかるものを保管いただきますようお願いいたします。ご不明な点がありましたら《お問い合わせ先》までご連絡ください。なお、パンフレット等にはご加入の大切なことが記載されていますので、ご一読のうえ、加入者票とともに保険期間の終了時まで保管してご利用ください。
- ご契約が共同保険契約である場合、各引受保険会社はそれぞれの引受割合に応じ、連帯することなく単独個々に保険契約上の責任を負います。また、幹事保険会社が他の引受保険会社の代理・代行を行います。引受保険会社については、＜共同保険引受保険会社について＞をご確認ください。

5 事故が起こったとき

- 事故が発生した場合には、直ちに（介護補償については遅滞なく、所得補償、団体長期障害所得補償、医療補償、がん補償等については30日以内に《お問い合わせ先》）までご連絡ください。
- 賠償責任に関する補償において、賠償事故にかかわる示談交渉は、必ず東京海上日動とご相談いただきながらご対応ください。
- 保険金のご請求にあたっては、約款に定める書類のほか、以下の書類または証拠をご提出いただく場合があります。
 - ・印鑑登録証明書、住民票または戸籍謄本等の保険の対象となる方、保険金の受取人であることを確認するための書類
 - ・東京海上日動の定める傷害もしくは疾病の程度、治療内容および治療期間等を証明する保険の対象となる方以外の医師の診断書、領収書および診療報酬明細書等（からだに関する補償においては、東京海上日動の指定した医師による診断書その他医学的検査の対象となった標本等の提出を求める場合があります。）
 - ・他の保険契約等の保険金支払内容を記載した支払内訳書等、東京海上日動が支払うべき保険金の額を算出するための書類
 - ・高額療養費制度による給付額が確認できる書類
 - ・附加給付の支給額が確認できる書類
 - ・東京海上日動が保険金を支払うために必要な事項の確認を行うための同意書
 - ・公的介護保険制度の要介護認定等を証明する書類（介護補償（年金払介護）においては、それぞれの保険金支払基準日において有効な書類とします。）
- 保険の対象となる方または保険金の受取人に保険金を請求できない事情があり、保険金の支払いを受けるべき保険の対象となる方または保険金の受取人の代理人がない場合は、保険の対象となる方または保険金の受取人の配偶者*1または3親等内のご親族（あわせて「ご家族」といいます。）のうち東京海上日動所定の条件を満たす方が、保険の対象となる方または保険金の受取人の代理人として保険金を請求できる場合があります。
 - *1 法律上の配偶者に限ります。
- 保険の対象となる方または保険金の受取人の代理人として保険金のご請求をされる場合は、以下の点についてご了承ください。
 - ・保険金をお支払いした場合、保険の対象となる方には原則その旨のご連絡はいたしません。保険金のお支払後に、保険の対象となる方（またはご加入者）からご加入内容についてご照会があったときは、保険金をお支払いした旨回答できるを得ないことがあります。このため、保険の対象となる方（またはご加入者）に傷病名等を察知される可能性があります。
 - ・保険金のご請求があったことを保険の対象となる方（またはご加入者）が知る可能性がある具体的事例は以下のとおりです。
- 1. 保険の対象となる方（またはご加入者）が当社にご加入内容をご照会された場合
- 2. 特約の失効により、ご加入者が保険料の減額を知った場合
- 3. ご加入者をご加入内容の変更手続きを行う場合本内容については、ご家族の皆様にご説明ください。
- 保険金請求権には時効（3年）がありますのでご注意ください。
- 損害が生じたことにより保険の対象となる方等が損害賠償請求権その他の債権を取得した場合で、東京海上日動がその損害に対して保険金を支払ったときは、その

- 債権の全部または一部は東京海上日動に移転します。
- 賠償責任に関する補償において、保険の対象となる方が賠償責任保険金等をご請求できるのは、費用保険金を除き、以下の場合に限られます。
 1. 保険の対象となる方が相手方に対して既に損害賠償としての弁済を行っている場合
 2. 相手方が保険の対象となる方への保険金支払を承諾していることを確認できる場合
 3. 保険の対象となる方の指図に基づき、東京海上日動から相手方に対して直接、保険金を支払う場合

東京海上日動安心110番(事故受付センター)のご連絡先は、後記をご参照ください。

注意
後継団体

東京海上日動火災保険株式会社

保険の内容に関するご意見・ご相談等はパンフレット等記載の《お問い合わせ先》にて承ります。

一般社団法人 日本損害保険協会 そんぽADRセンター（指定紛争解決機関）

東京海上日動火災保険(株)は、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である一般社団法人日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結しています。東京海上日動火災保険(株)との間で問題を解決できない場合には、同協会に解決の申し立てを行うことができます。詳しくは、同協会のホームページをご確認ください。
(<http://www.sonpo.or.jp/>)

0570-022808 <通話料有料>

IP電話からは03-4332-5241をご利用ください。


受付時間：平日 午前9時15分～午後5時
(土・日・祝日・年末年始はお休みとさせていただきます。)

本説明書はご加入いただく保険に関するすべての内容を記載しているものではありません。詳細につきましては、「団体総合生活保険普通保険約款および特約」に記載しています。必要に応じて、団体までご請求いただくか、東京海上日動のホームページでご参照ください（ご契約により内容が異なっていたり、ホームページに保険約款を掲載していない商品もあります）。ご不明点等がある場合は、《お問い合わせ先》までご連絡ください。

インターネット等によりお手続きされる場合は、加入依頼書等へ記載することにかえて、画面上に入力してください。また、本説明書中の「健康状態告知書」は「健康状態の告知の画面」と読み替えてください。

東京海上日動のホームページのご案内
www.tokiomarine-nichido.co.jp

東京海上日動安心 110 番(事故受付センター)

 **0120-720-110**

受付時間：24時間365日

事故のご連絡・ご相談は全国どこからでも「東京海上日動安心110番」へ

ご加入内容確認事項(意向確認事項)

本確認事項は、万一の事故の際に安心して保険をご利用いただけるよう、ご加入いただく保険商品がお客様のご希望に合致した内容であること、ご加入いただくうえで特に重要な事項を正しくご記入をいただいていること等を確認させていただいたためのものです。お手数ですが以下の各質問事項について再度ご確認ください。なお、ご確認にあたりご不明な点等がございましたら、《お問い合わせ先》までご連絡ください。

1. 保険商品が以下の点でお客様のご希望に合致した内容となっていることをパンフレット・重要事項説明書等でご確認ください。万一、ご希望に合致しない場合はご加入内容を再度ご検討ください。
 - 保険金をお支払いする主な場合
 - 保険金額、免責金額(自己負担額)
 - 保険期間
 - 保険料・保険料払込方法
 - 保険の対象となる方
2. 加入依頼書等の記入事項等につき、以下の点をご確認ください。万一、記入漏れ、記入誤りがある場合は、加入依頼書等を訂正してください。また、下記事項に関し、現在のご加入内容について誤りがありましたら、《お問い合わせ先》までご連絡ください。

- 【ご加入いただく補償に応じてご確認ください事項】**
- 所得補償
- 加入依頼書等の「生年月日」または「満年齢」欄、「性別」欄は正しくご記入いただいていますか？
 - 加入依頼書等の「職業・職務」欄は正しくご記入いただいていますか？
 - 保険金額は、平均月間所得額*1以下となっていますか？なお、保険金額の設定の方法やお引受けできる限度額についてはパンフレット等をご確認ください。
*1 「平均月間所得額」とは、加入申込み直前12か月における保険の対象となる方の所得の平均月額をいいます。
 - 『健康状態告知が必要な場合のみ』ご確認ください。
 - 保険の対象となる方が「健康状態告知」欄に正しく告知いただいていますか？

- 【すべての補償に共通してご確認ください事項】**
- 加入依頼書等の「他の保険契約等」欄は正しく告知いただいていますか？

3. 重要事項説明書の内容についてご確認ください。特に「保険金をお支払いしない主な場合」、「告知義務・通知義務等」、「補償の重複に関するご注意*1」についてご確認ください。
*1 例えば、個人賠償責任補償特約をご契約される場合で、他に同種のご契約をされているとき等、補償範囲が重複することがあります。

保険
期間

2021年4月1日午後4時～2022年4月1日午後4時の1年間

「重要事項説明書」「ご加入内容確認事項（意向確認事項）」を必ずご確認ください。

加入
方法

<加入方法①> **おすすめ!**

インターネット（パソコン、スマートフォン）で加入手続きが完了します。

<加入方法②>

① 団体所得補償保険加入依頼書に必要事項をご記入・ご捺印ください。

※保険料はP.5をご参照ください。

※所得補償の保険金額の設定はP.5をご参照のうえ、適切な保険金額をお決めください。

② 預金口座振替依頼書に必要事項をご記入・ご捺印ください。

※預金口座振替依頼書には、届出印を鮮明にご捺印ください。

③ 上記①②を、同封の返信用封筒にてご返送ください。

新規加入
の流れ

<加入方法①>
インターネット・口座決済手続き

2021年3月31日（水）まで

インターネットでご加入の方は、書類のご提出は不要です

<加入方法②>
加入依頼書、口座振替依頼書・郵送

2021年2月26日（金）まで

加入依頼書、口座振替依頼書のご提出は 取扱代理店慶應学術事業会 必着

初回引落：2021年5月27日（木）

毎月27日（金融機関休業日の場合は翌営業日）にご指定の口座から引落

中途加入
の流れ

補償期間：加入手続き日の翌月1日午前0時～2022年4月1日午後4時まで

<加入方法①>インターネット・口座決済手続き（書類のご提出不要）

インターネットによる手続きした日の翌月の1日から補償開始

初回引落：補償開始日の翌月27日（金融機関休業日の場合は翌営業日）

<加入方法②>加入依頼書、口座振替依頼書・郵送（書類のご提出が必要）

毎月15日までの加入手続き日：翌月の1日から補償開始

毎月16日以降の加入手続き日：翌々月の1日から補償開始

初回引落：補償開始日の翌々月27日（金融機関休業日の場合は翌営業日）

ご注意

転居などによりご住所が変更となる場合は、必ず取扱代理店までご連絡ください。ご連絡がないとパンフレットや重要事項説明書等が、更新時に送付できないことがあり、保険金のお支払いに支障をきたす場合がございます。

※この保険にご加入できるのは慶應義塾大学医学部三四会の会員の方のうち、保険期間開始時の年齢が満15歳以上の方に限ります。

加入者票は加入内容を確認する大事なものです。加入者票が到着しましたら、ご意向通りの加入内容になっているかどうか確認くださいますようお願いいたします。なお、パンフレットには、契約上の大切な事柄が記載されていますので、ご一読のうえ、加入者票とともに保険期間の終了まで保管してご利用ください。

お問合せ先 不明な点がございましたら下記までご連絡ください。

取扱代理店

株式会社慶應学術事業会 (100%出資会社)

〒108-0073

東京都港区三田3丁目2-3 万代三田ビル6階

TEL: **03-3453-3846** (慶應義塾内線：22486)

引受保険会社

東京海上日動火災保険株式会社

〒102-8014

東京都千代田区三番町6-4 ラ・メール三番町10階

TEL: **03-3515-4133**

(担当課)公務第二部文教公務室

万一の事故のとき 就業不能が始まったときは、30日以内にケガまたは病気の状況を代理店または保険会社にご通知ください。

東京海上日動安心110番(事故受付センター)

 **0120-720-110** 受付時間:24時間365日

取扱代理店は、引受保険会社との委託契約に基づき、保険契約の締結、契約の管理業務等の代理業務を行っております。したがって、取扱代理店との間で有効に成立したご契約は、引受保険会社と直接契約されたものとなります。

この保険は慶應義塾大学医学部三四会をご契約者とする団体契約です。保険証券を請求する権利および保険契約を解約する権利等は原則として慶應義塾大学医学部三四会が有します。

2020年11月作成 20-T03949